

スクールカウンセラーのあり方をめぐる歴史的体験

太田克子*

平成7年に学校カウンセリング制度が導入されてから、来年で10年になる。文部省は平成7年から2年計画で実施した「スクールカウンセラー活用研究委託事業」の実績を高く評価すると共に、社会の要望にこたえるべく、年々、スクールカウンセラーの設置校を増加してきた。

カウンセリング制度が導入された初年度に、私の勤務する津市立西橋内中学校にスクールカウンセラーが配置された。その時、私は生徒や教職員をスクールカウンセラーにつなぐ仕事をした。委託事業終了後も、三重県教育委員会が「いじめをなくす生徒指導事業」として実施した「こころのカウンセラー」派遣事業や「心のフォローアップカウンセラー」事業、心の教室相談員活用事業を大いに活用させてもらった。

私は学級担任・適応指導教室の教員として不登校生の指導援助にあたり、管理職として生徒や教職員とスクールカウンセラーのコーディネート役を担った。退職後はスクールカウンセラーとして学校の外から児童生徒、保護者、教職員等のサポートに当たっている。

これまでの3つの異なる立場での私の体験を通してスクールカウンセラーのあり方を考察してみた。

キーワード：学校カウンセリング制度、スクールカウンセラー活用研究委託事業、こころのカウンセラー、心のフォローアップカウンセラー、心の教室相談員

I スクールカウンセラー配置の背景

1 はじめに

平成6年11月末、愛知県西尾市の中学校2年生男子がいじめを苦にして自殺したというニュースは現場の教師に消えがたい大きな衝撃を与えた。

当時、私は津市適応指導教室の指導教員として勤務していた。このいじめによる自殺事件は、通級生の中で数日間、話題となっていた。今でも、私の耳に強く残っているのは「どうして大河内君は学校を休まなかったのだろう。大河内君が適応指導教室へ通っていたら、死なずに済んだのに…」という通級生たちの言葉だ。

2 早まったカウンセリング制度の導入

このいじめ事件を受けて、文部省は12月7日に「いじめ対策緊急会議」を開催し、同日、「緊急アピール」を発表した。

さらに平成7年3月13日付で「いじめの問題解決のために当面とるべき対策について」という文書を学校や教育委員会に送付した。いじめ問題への理解を深め、解決に向けた取り組みの強化を求めたものであった。

その方策の中の「学校における取り組み」の一つとして「カウンセリングに関する知識・技法等児童生徒の心の問題に適切に対応できる能力を身につけるため」に「全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習などの実践的内容をもった校内研修を積極的に実施すること」をあげ、その際には「カウンセリング等に関し、専門的な知識・経験を有する外部講師の積極的活用をする」よう求めた。

学校が直面しているいじめと登校拒否問題に早急に対応するためには、近い将来に実施を予定していた「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」の早期かつ効果的な実施が必要と考えた文部省は平成7年度から学校にカウンセリング制度を導入する事を決定した。

* 三重大学教育学部附属教育実践総合センター

II 調査研究委託事業の概要

平成7年3月12日、文部省は平成7年度から2年間のスクールカウンセラー活用研究委託事業として150校に活用研究を委託することを都道府県教育委員会に通達した。

カウンセリング制度の導入に先立って、文部省は臨床心理士会に協力を依頼し、臨床心理士、精神科医、大学教授などをスクールカウンセラーとして学校に配置することを決めた。

1 スクールカウンセラーの勤務時間

年35週、週2回、1回あたり4時間が原則

2 調査研究の内容

- ① 児童生徒へのカウンセリング
- ② 教職員及び保護者に対する助言・援助
- ③ 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ④ その他児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められるもの

各学校でこの委託事業のことが校長から教職員に伝えられたのは平成6年度も終わりに近づいた3月半ば過ぎであった。

III 調査研究校の取り組み

1 調査研究委託事業に応募の流れ

私は平成7年4月1日、津市立西橋内中学校へ教頭として着任した。

新年度の学校経営・運営のための職員会議を重ね、始業式・入学式も無事、済んで一段落した後の職員会議で、学校長から『スクールカウンセラー活用研究委託事業』については3月に一度お知らせしましたが…」という前置きの下、再度説明があり、「西橋内中学校としてこの事業へ応募するかどうかを協議してほしい」との提案があった。

調査研究のねらいは「いじめや不登校児童生徒等の対応について、学校カウンセリングの機

能を充実させ、専門的な知識・経験を有する『スクールカウンセラー』を効果的に活用して児童生徒の問題行動等の解決を図ること」にあった。

学校長の提案を受けて熱心に意見交換がなされたが、その頃、大半の教職員はスクールカウンセラーへの認識が浅かった。だから、学校という閉じられた世界にスクールカウンセラーという部外者が入ってくると「学校にどのような変化をもたらすのだろうか」「いじめや登校拒否問題の解決に力を貸していただけるのは嬉しいけれど、教育課程のことや本校生徒の実態をどの程度、理解していただいているのだろうか」「500名近い生徒にどのように対応していただけるのだろうか」など、期待よりも不安を述べる教員が多かった。

当時、西橋内中学校には10名を越す不登校生がいたし、マスコミ等で取り上げられている「いじめ」や「非行問題」なども重大な課題であった。だから、心の専門家であるスクールカウンセラーが配置されることで、教師に適切な指導・助言が得られるならば、「たいへん、ありがたいことだ」という雰囲気になり、「ともかく応募してみよう」という結論に達した。

2 調査研究指定校に決定

幸運にも希望がかなえられ、6月から西橋内中学校にスクールカウンセラーが派遣されるとの決定通知が届いた。嬉しい反面、どのようにスクールカウンセラーをお迎えすればよいのかという不安が強かったことを今も覚えている。

平成7年度のスクールカウンセラーの配置状況は、小学校29校（震災対応に係る配置7校を含む）、中学校93校（震災に係る配置校6校を含む）、高等学校32校、計154校であった。

委託事業初年度の平成7年に三重県内でスクールカウンセラーが配置されたのは、津市立西橋内中学校、員弁郡大安町立大安中学校と三重県立津東高等学校の3校であった。

西橋内中学校へは臨床心理士の橋本 徹先生が着任された。

3 調査研究の概要

(1) 調査研究の実施期間

平成7年6月26日～平成9年3月31日

(2) 調査研究課題

スクールカウンセラーの効果的な活用のあり方

(3) 調査研究の内容

① いじめや登校拒否等、不適応行動を持つ生徒への理解と望ましい援助

② 生徒の問題行動への予防的な対応と自立を促す指導の工夫・改善

(4) 調査研究計画

① ねらい

ア すべての教師が受容的な態度で生徒に接するように心がけ、スクールカウンセラーによるカウンセリングを生徒、保護者、教職員が自発的に受けられるようにする。

イ カウンセリングマインドに基づいた生徒理解と指導・援助をするための校内教育相談体制を作る。

② 調査研究計画

年次	調査研究の内容等
平成7年度 (第1年次)	(1) 問題行動を持つ生徒の心のメカニズムと指導のあり方についての校内研修 (2) 学年・学級懇談会等で、スクールカウンセラーについての保護者への啓発活動 (3) スクールカウンセラーによる生徒、保護者、教師へのカウンセリング
平成8年度 (第2年次)	(1) 相談室を学校不適応状態にある生徒の「心の居場所」として機能させるための工夫・手立て (2) 自発的カウンセリング関係を作り出す条件作り、働きかけ (3) 事例研究会の定期的開催 (4) カウンセリングマインドを生かした校内教育相談体づくり

(5) 受け入れ準備

① 相談室の設置

カウンセラーが面接する部屋であるとともに、別室登校の生徒が利用できるようにと考えて、設置場所や室内の机、椅子等の配置に工夫した。

〔考慮したこと〕

- ・利用しやすい場所および部屋である。出入口から比較的近く、校舎の端に位置して人目につかず入れる部屋をあてる。
- ・静かで、他人にのぞかれたり、聞かれたりしない場所である。
- ・暖かみのある色のカーテンをつける。外から見えないよう窓ガラスの部分には全て取りつける。
- ・ついたてを数本置き、自由に部屋が仕切れるようにする。
- ・丸みを帯びた机、座り心地の良い椅子、ゆったり落ち着ける応接セットを置く。
- ・絨毯やソファ、観葉植物などで落ち着ける雰囲気を作る。



写真1 相談室での面接風景

② スクールカウンセラーとの関わり方

- ・スクールカウンセラーと教職員および生徒との連絡調整は教頭・生徒指導代表が担当する。
- ・職員室内にスクールカウンセラーの机・椅子を入れ、教職員と触れ合う機会が多くなるようにする。
- ・全体研修会、学年研修会等で教職員へのコンサルテーションを実施してもらう。
- ・教育相談委員会の構成メンバーに入っただけ、指導助言を受ける。
- ・時間の許す限り、校舎内や校庭などを

自由に歩いていただき、生活場面で生徒との面接を実施してもらうようにする。

- ・学校行事や生徒会行事には来校を依頼し、本校の様子を知っていただくようにする。

③ 啓発活動

- ・生徒や保護者へは文書でスクールカウンセラーの紹介をする。
- ・全校集会で、スクールカウンセラーから直接生徒たちに話しかけてもらう。
- ・学年便り、PTA 新聞等にスクールカウンセラーの記事を掲載する。
- ・研修講座や講演会を開催する。



写真2 相談室の案内コーナー

IV スクールカウンセラーの活動概要

1 相談活動の方法

① カウンセリング

〔来室相談、場面面接、出前面接、紹介面接、家庭訪問、チャンス面接〕

② コンサルテーション

③ スーパービジョン

④ ワークショップ

〔教職員全体研修会、教職員学年研修会、PTA 研修会〕

⑤ ケースワーク

〔教職員研修会、教育相談委員会〕

⑥ 提案

⑦ 心理検査

2 教員へのコンサルテーション

① 研修会の講師

- ・教員夏季研修会
- ・PTA と語る会
- ・教員校内研修会

② 教育相談委員会での提案・助言

- ・毎週月曜日の5限目に開催される教育相談委員会に出席し、生徒の心理的問題の理解と相談指導について提案・助言

③ カンファレンス

- ・学校での不適応を示している生徒について、クラス担任、教育相談員、養護教諭、校長、教頭との個別の話し合いなど

3 生徒へのカウンセリング

① 心理教育 (サイコエデュケーション)

- ・生徒集会でのお話

② 心理面接

- ・生活場面による面接
- ・自主来談による相談室面接

4 保護者へのカウンセリング

- ・不登校の生徒の母親、クラスで問題のある生徒の母親、部活動での人間関係に不適応感を抱く生徒の母親、家庭内での子どもの付き合い方が分からなくなった生徒の母親などが相談に来室した。
- ・保護者へのカウンセリングは継続するケースが多かった。
- ・家庭訪問による面接が数例あった。
- ・家族カウンセリングのケースもあった。

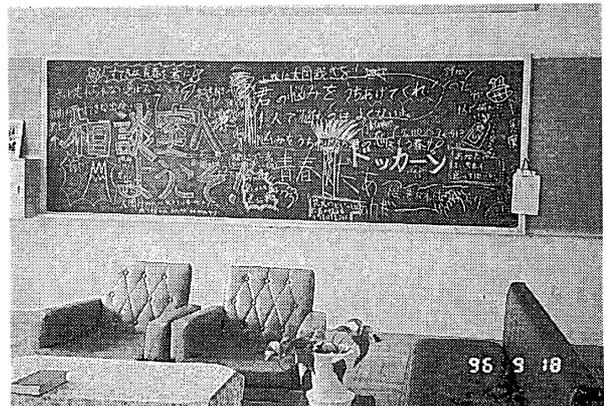


写真3 相談室で生徒が楽しんだ落書き

- ・教員がつかないケースの中には『呼び出し面接』と受け止めて、防衛が強く働くケースがあった。

5 スクールカウンセラーからの提案

- (1) 多くの生徒が心理的問題の解決を求めていることが明らかになったので、一定規模の学校には専任カウンセラーを配置すること。
- (2) 生徒への心理的援助システムを充実させること。特に、クラス担任（必要に応じてクラブ顧問）が加わるケース検討の場をもつこと。教育相談（委員会）を生徒指導（委員会）に統合すること。
- (3) 別室登校のような通級方式による援助を「生徒指導」の一方法として位置付けること。
- (4) 校内実践を充実するために外部の社会資源（機関・人材）を活用すること。
- (5) 適正な広さのカウンセリング室を設置すること。
- (※Ⅳは平成9年3月に作成した「スクールカウンセラー活用調査研究報告書」のために橋本徹先生から提供いただいた原稿より抜粋したもの)

V 活用調査研究の成果と問題点

1 成果

- (1) 教職員にスクールカウンセラーを受容し、うまく適応する心が育ってきた。
- (2) カウンセラーを交えての研修会、随時協議などの機会を通じて、教職員のカウンセリングに対する見方、考え方を深め、力量を高めることができた。
- (3) 不登校生徒の理解の仕方や援助の在り方について、ケース検討をするなど、教職員の研修への意欲が高まった。
- (4) 教育相談委員会を組織化し、定期的に開くことができた。
- (5) 相談箱の設置により生徒からの自主的相談が増えてきた。

- (6) 困ったことや悩みごとがある場合、カウンセラーに気軽に相談できるという安心感が教職員に生まれた。このことが、生徒へのゆとりある対応につながった。
- (7) カウンセラーだけに頼らず、教育相談週間を学期に1回は設け、教職員によるカウンセリングを実施することができた。
- (8) カウンセリングに対する関心が深まり、保護者からも相談が寄せられた。
- (9) 卒業生や市内の小・中学校の教職員や保護者からも相談が寄せられた。
- (10) 生徒の中にはカウンセラーを必要としている者やカウンセラーを利用する力量がある者がいることがわかった。

2 問題点

- (1) カウンセリングに対する啓発活動が、少し不足した。カウンセラー及び相談室の利用を継続的に呼びかけて行くべきであった。
- (2) カウンセラーの来校日が限られているため、問題行動への即時対応や今すぐ、相談したいという者への要求に応じることができなかった。
- (3) カウンセラーの活用範囲が広がるにつれて、相談日時の調節が難しくなった。
- (4) 教師に知られずにカウンセラーに相談したいという生徒の気持ちにうまく応えられないことがあった。
- (5) 保健室（養護教諭）、生徒指導、教育相談とスクールカウンセラーの関係をどのようにしていくかについて十分な討議ができなかった。
- (6) 生徒の抱える問題を担任と一緒に考え、必要に応じて援助してほしいという担任の願いに応える手だてが難しかった。
- (7) カウンセリング室は保健室と隣接していて、不登校生徒の心の居場所としての機能もあわせ持つことが望ましいが、場所が離れすぎていた。
- (8) 学校カウンセリングの「対象」への捉え方を改め、学校での価値観の変容や教職員の意識改革が求められている。

3 まとめ

2年間の「スクールカウンセラー活用調査研究」は、最初は戸惑いも多く、教職員がスクールカウンセラーに適応するための努力が必要だったが、何よりも「いじめや不登校問題」が減少できたことをはじめ、教職員にカウンセリングマインドが身につくなど、多くの成果を実感して終えることができた。

生徒や教職員の多くがカウンセラーによるサポートを求めていることがわかったが、生徒や教職員が進んでカウンセリングやコンサルテーションを受けたとは言いがたい。

相談室を生徒や教職員にとってオープンな所にし、相談することが決して特別なことではないという共通理解を図ること、カウンセラー利用についての啓発活動を継続的に行う必要性を痛感した。この点は、管理職のリーダーシップによって改善していけるところである。

調査研究の2年次は事業終了後のことを考慮に入れて教育相談体制づくりに努めたので、平成9年度からはスクールカウンセラーのサポートを受けられないという不安を抱えながらも、教育相談委員会を中心に生徒の「心の問題」に対応することができた。平成9年度の取り組みがスムーズに進んだのは、2年間の活用調査研究で生徒指導担当者等がカウンセリングに関する基礎知識と技術を身につけたことと、何と言っても教職員がカウンセリングマインドで生徒に接することができるようになったからだろう。

津市立西橋内中学校で2年間、スクールカウンセラーの橋本 徹先生にサポートを受けた教職員は、その後新しい職場でスクールカウンセラーに出会った場合、スクールカウンセラーへの適応が早く、スクールカウンセラーをうまく活用しているように感じている。

VI 高い評価を得た活用調査研究

1 カウンセラーの配置要望が増加

文部省はこの事業を評価し、平成8年度には前年の3倍の553校に、平成9年度には各県20校と各指定都市5校、合わせて1065校に増

加し、平成10年度にはさらに1506校に非常勤スクールカウンセラーを配置した。

三重県内に最初に配置された3人の臨床心理士の活動は配置校の教職員、保護者のみならず、地域でも高い評価を受けていたので、県内各地の学校でスクールカウンセラーを求める声が高まっていった。

〔スクールカウンセラーへの相談状況〕
(平成11年度学校教育課調べ)

相談者	相談者数	相談件数
児童生徒	1,025人	1,745件
保護者	511	747
教職員	601	944
その他	43	44
合計	2,180	3,480

相談内容	相談件数
いじめ	78件
不登校	976
人間関係	1,376
非行一般	174
学習関係	110
その他	747
合計	3,461

※ 相談件数、相談者数は、延べ人数
〔※平成13年3月作成の「学校におけるカウンセリング体制のあり方（報告）」より抜粋〕

2 全国の公立全中学校への配置計画

平成7年度からスタートした「活用調査研究」は、県内のスクールカウンセラー配置校に次のような成果を残した。

- ・生徒がカウンセリングを受けらる中で、自分を見つめ直し落ち着きを取り戻した。
- ・学校全体のいじめの発生が少なくなった。
- ・教職員がスクールカウンセラーから指導や助言を受け、児童生徒に指導することができ、ゆとりある対応ができるようになった。
- ・スクールカウンセラーが専門機関とのパイプ役になり、学校と専門機関が連携を図りながら対応することができるようになった。

このような実績を踏まえて、三重県教育委員会は平成13年度から計画的に「スクールカウンセラーを全公立中学校（3学級以上）に配置（非常勤）する「スクールカウンセラー配置事

業補助」(文部省事業)の実施を開始した。

〔三重県内スクールカウンセラーの配置状況〕

年 度	スクールカウンセラー
平成 7 年度	3 人 (3 校)
平成 8 年度	9 人 (16 校)
平成 9 年度	9 人 (15 校 1 市)
平成 10 年度	11 人 (15 校 1 市)
平成 11 年度	14 人 (14 校 2 市)
平成 12 年度	14 人 (15 校 2 市)
平成 13 年度	31 人 (39 校)
平成 14 年度	32 人 (59 校)
平成 15 年度	37 人 (66 校)

津市内スクールカウンセラーの配置状況

年 度	スクールカウンセラー
平成 7 年度	中学校 1 校
平成 8 年度	中学校 1 校
平成 9 年度	小学校 1 校
平成 10 年度	小学校 1 校
平成 11 年度	中 2 校 小 2 校
平成 12 年度	中 5 校 小 2 校
平成 13 年度	県単 中 4 校・小 2 校 市単 中 5 校・小 1 校
平成 14 年度	県単 中 6 校・小 1 校 市単 中 3 校・小 1 校
平成 15 年度	県単 中 7 校・小 1 校 市単 中 2 校・小 2 校

2 少年非行の増加への対応

平成 9 年に神戸で起こった児童殺傷事件、平成 10 年に黒磯市で起きたバタフライナイフによる女性教師殺害事件、平成 12 年の東京都で中学生が路上生活者の男性を殺害する事件、佐賀県の高校生によるバスジャック事件、大分県の高校生による近所の一家 6 人殺傷事件などの凶悪事件が続出、さらに平成 13 年春には名古屋市内で少年による 5000 万円恐喝事件が発覚して社会に大きな衝撃を与えた。また、昨年 7 月に長崎市で起きた中学生による男児誘拐殺人事件は記憶に新しい。

このような少年による凶悪事件がおきるたびに親や教師をはじめ、おとなに対して「その背景や前兆的行動への対応がどうであったか」を問われている。

いじめや暴力行為等、さまざまな問題行動をどのように発見し、対応していくかは学校のみ

ならず、社会の重要課題であり、その対応策がますます強く求められている。そして、その役割を学校や教育関係機関で行われているカウンセリングに期待するところが大きい。

3 心の教室相談員の配置

三重県教育委員会は、平成 10 年 10 月から「心の教室相談員活用事業」を開始した。この事業は「中学生による殺傷事件などの問題行動が続発している要因の一つは、生徒たちに悩み、不安、ストレス等がたまっているからだ」と捉え、「生徒が気軽に話せ、ストレスを和らげるのできる人を配置し、生徒が心のゆとりを持つるように」との趣旨で開始された。

導入後 2 年間はスクールカウンセラーとの同時配置も認められたが、平成 13 年からはスクールカウンセラーが配置されていない中学校へのみ配置されるようになった。

当初、「スクールカウンセラーと心の相談員の同時配置のコーディネートが難しい」という理由で、過当たりの時間数が少ないスクールカウンセラーの配置を断った校長もいた。

しかし、心の教室相談員の過当たりの勤務時間数は年々減少し、この事業は平成 15 年度で終了すると聞いている。

〔津市内中学校への心の相談員配置状況〕

年 度	心の教室相談員
平成 10 年度	6 校 (16 時間勤務)
平成 11 年度	9 校 (12 時間勤務)
平成 12 年度	9 校 (12 時間勤務)
平成 13 年度	5 校 (12 時間勤務)
平成 14 年度	4 校 (10 時間勤務)
平成 15 年度	3 校 (6 時間勤務)

4 「いじめをなくす生徒指導事業」の実施

三重県教育委員会は「スクールカウンセラー活用研究委託事業」と並行して平成 7 年度から平成 10 年度まで「こころのカウンセラー」派遣事業を実施した。「こころのカウンセラー」は各教育事務所単位で委嘱され、いじめ・登校拒否・引きこもりの子どもたちの「こころ」の問題の解決や保護者に対する教育相談などを行った。

この事業は平成11年度には「心のフォローアップカウンセラー」事業と事業名が変更された。いずれのカウンセラーも各教育事務所や所管地域内にある適応指導教室などに週2回、各4時間程度勤務し、児童生徒・保護者・教員の相談に当たった。

VII 目指すスクールカウンセリング

1 市費によるスクールカウンセラー誕生

津市は平成13年度から市費を投じて、市内の全中学校にスクールカウンセラーを配置した。市費のスクールカウンセラーの勤務時間は週当たり4時間で、県費のスクールカウンセラーに比べると少ないが、未配置だった中学校からは画期的な試みとして、大いに歓迎された。

私は退職後、「学校心理士」や「上級教育カウンセラー」の資格を生かして、スクールカウンセラーの仕事がしたいと願っていたが、幸いにも、平成14年4月から津市の非常勤講師として採用され、スクールカウンセラーとして活動することになった。

平成14年度は中学校3校と小学校1校、平成15年度は中学校2校、小学校2校に勤務している。1校につき週4時間、4校を3日以内で勤務するという条件があるため、少々、時間のやりくりには苦労している。

38年間、学校社会で勤務してきたが、立場のちがうスクールカウンセラーとして学校に勤務してみると、今まで見えなかったいろいろなものが見えてきて非常に興味深い。

2 カウンセリングを通して気になること

まずは学校の中に「学校になじめない子ども」の姿が多くなっていることである。例えば

- ① 友達、教師との人間関係が作れない
- ② 授業についていけない
- ③ 成長過程の中でさまざまなストレスをためている
- ④ 正義感や倫理観、自立心や自己抑制力が十分に養われていない
- ⑤ 何らかの障害を持っている

⑥ 学校と家庭との価値観が異なり、集団適応ができない

のような子どもは、学校になじむのがなかなか大変そうに見える。

次いで気になるのは、子どもをめぐる問題が多様化、複雑化そして深刻化してきていることだ。例えば、

- ① 不登校・いじめなどの問題
- ② 自殺や殺傷事件
- ③ 親の問題（離婚、リストラなど）

など、容易に解決しがたい問題を抱え込んでいる子どもが目につく。

三つ目は軽度発達障害の子どもへの対応が気になることである。現在、多くの学校で、かなりの学級に、LDやAD/HD、高機能自閉症などの軽度発達障害の疑いを持つ子どもが在籍している。担任をはじめ、多くの教職員が日々、悩み、努力している割には子どもへの支援になっていないと感じることが多い。

四つ目は、教師がさまざまな問題を抱えて苦悩していることだ。例えば、

- ① 子どもの抱える問題や課題への対応の多様さ・困難さ
- ② 子どもの心のわかりにくさ
- ③ 教師・学校への批判
- ④ 保護者への対応の難しさ

などで、心身を病んでいる教師が結構おられるが、一人で抱え込んでいて早期対応ができていないのが気になる。

五つ目は保護者の子育てに関わる問題だ。価値観や生き方が多様化し、子どもが親のように生きることを「よし」としなくなってきたことや子どもの情報量が多くなったことで親としての権威が保ちにくくなっていること、多彩なコマーシャルに振りまわされて「あるべき子育て」は何なのかを見失いがちになっていることなどで、子どもへの対応に戸惑いを感じている親が増えている。

3 スクールカウンセラーの役割

スクールカウンセラーとして、さまざまな気になる状況を目にしながらも、学校側から「ス

クールカウンセラー」に援助を求められる機会が比較的少ない。多分、「スクールカウンセラーの役割」が明確になっていないことによるのだろう。

カウンセラー制度導入のきっかけになったのが「いじめ事件」や「不登校問題」であったために、現在、スクールカウンセラーはいじめや登校拒否問題への対応が中心になっていることと、勤務時間が短いためにそれ以外の問題にはなかなか対応できないことが影響して、スクールカウンセラーに援助を求めづらくしているのかもしれない。

「気になる子どもたちともっと関わりたい」「この子のお母さんに会いたい」「担任の先生と子どものことについてもっと語り合いたい」と思いながらも、スクールカウンセラーからはなかなか言い出せないことが多く、心ならずも、十分なサポートができていない。

4 校長のリーダーシップに期待

子どもや保護者そして教員からも自主相談や紹介相談の少ない学校で、思い切って校長先生に「体験相談」の実施を提案してみた。放課後の2時間を利用して、全校生徒を対象に一人当たり30分の面接体験をしてもらおうというものだった。この提案が実現したのは、校長先生のリーダーシップによるところが大きかったと感じている。

体験相談に来た子どもの姿のうち、主なものは次のようであった。

- ・ 自己を見つめようとする姿
- ・ 支え合う姿（一緒に来談）
- ・ カウンセラーを活用できる姿
- ・ 人間関係にエネルギーを多く使い始めている姿
- ・ 家族内事情を背負っている姿
- ・ 幼少期からの課題（特に家族問題）を引きずっている姿
- ・ 自分の生き方を真剣に考えている姿
- ・ なりたい自分になれずに困っている姿

多くの生徒が話したがっていたし、体験相談をきっかけに相談が継続したものもあった。

また、小学校ではスクールカウンセラーがくのを待ち望んでいる子もいる。教室で一緒に過ごしたり、相談室に来てもらったりしながら子どもと関わっているが、担任の先生との連絡がうまく付かないうちに、子どもがスクールカウンセラーにくっついてくる時には、むげに拒否することもできず、悩んでしまうことがある。

4 アメリカのスクールカウンセラーの現状

アメリカスクールカウンセラー協会の「役割声明」（1990年7月採択）の中に

『スクールカウンセラーは認定された教育専門家で児童生徒、教師、親、学校管理者を援助する。三つの援助プロセスが、カウンセラーの業務として一般的に認められている。それらはカウンセリング、コンサルティング（相談）、コーディネーティング（調整）である。』と、その役割が明確に記載されている。

カリフォルニアのスクールカウンセラーであるダリル・ヤギさんはその著書「スクールカウンセリング入門」の中で『アメリカのスクールカウンセラーは、他の教育の専門家たちの中で働く専門家である。スクールカウンセラーの役割は生徒を支援するためにサービスすることであり、教師の役割は教えることである。教師は生徒が学校で学習できるようにスクールカウンセラーが支援してくれると信じている。また、スクールカウンセラーは、生徒が授業で効果的な学習ができるように、心の健康や社会的問題に配慮しなければならないことを知っている。こうして教師とスクールカウンセラーは生徒のために手を取り合って働いている。彼らはそれぞれの役割を理解し、互いに尊重しあっている。スクールカウンセラーは、授業がカウンセリングに優先することを承知しているが、大多数の教師は、授業時間を使って生徒がスクールカウンセラーに会いに行くことを認めている。』と述べている。日本の現状とはかなりかけ離れているが、近い将来、日本もこういう方向に進んでいくのだろうか。

VIII まとめ

学校における子どもの問題は、年々多発化し、深刻さが増している。このような難局の打破をスクールカウンセリングに求められているのだろうが、事態はなかなか解消していない。

現在、スクールカウンセラーの活動の中心は『治療的』な援助にあると言ってもよいが、現時点ではスクールカウンセラーの勤務時間は週8時間（私の場合は週4時間）だから、直接援助ができる子どもや親の数は限られてしまっている。そこで、より効率のよい学校支援を考えるならば、「子どもの指導・援助に日々あたっている教師」をサポートすることである。教師へのサポートは「コンサルテーション」の形態をうまく活用することだと思っている。

教師は教育活動を推進する中で、さまざまな問題を抱える子どもたちがうまく学校生活に適應するよう、指導の工夫をしながらその対応に悩んでいる。そういう教師への助言や支援、さらに教師が日常的にカウンセリングを生かした問題行動への対応ができるよう援助がしたい。

私の目指すカウンセリングは、問題の発生を予防したり、子どもの自己の確立を援助したりする「開発的カウンセリング」なのである。

また、学業に関して特別の支援を要する子どもが増えている現状から、スクールカウンセラーとして是非、教育的援助をしたいと思っている。他の機関と連携して特別な支援が必要な場合、ケース会議をコーディネートする役割を担いた

いと思っている。時には学級指導に構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを組み込むようなお手伝いができればと願っている。

さらには、保護者向けの教育プログラムをコーディネートし、子どもへの関わり方やストレスマネジメントなどの知識やスキルをグループワークなどで提供したいと思っている。

私自身の38年に及ぶ小・中学校での教師経験を有効に生かしたカウンセラー活動をしたい。そのためには、専門家としての力量を高めることやカウンセラーの役割を先生方に明確に示すと共に理解してもらう努力が必要だ。

しかし、現在の日本の教育界では、スクールカウンセラーがその役割を十分に果たすためには何よりも校長先生のリーダーシップと教頭先生による教職員とカウンセラーとのコーディネートに負うところが大きい。カウンセラーの効果的な活用は、まさしく校長先生のマネジメントにかかっているように思われる。でも、校長先生のお力を頼りにするのは甘えかもしれない。

引用文献

- 1) ダリル・ヤギ著「スクールカウンセリング入門」 勁草書房（1998年2月）
- 2) 平成7・8年度「スクールカウンセラー活用調査研究報告」 津市立西橋内中学校
- 3) 平成13年3月「学校におけるカウンセリング体制のあり方について（報告）」 三重県学校カウンセリング推進協議会